

# 児童虐待防止・社会的養育の充実

～ 埼玉の子供達が生まれた環境に左右されない理由～

埼玉県福祉部こども安全課  
児童虐待対策担当

# 本日の流れ

## 1. 業務説明

- 埼玉県5か年計画における位置づけ
- 埼玉県における児童虐待の現状
- 児童相談所の業務
- こども安全課の業務

## 2. 終わりに

# 埼玉県5か年計画における位置づけ

## 埼玉県5か年計画における位置づけ

### 針 路

子育てに希望が持てる社会の実現

### 施 策

- ・ きめ細かな少子化対策の推進
- ・ 子育て支援の充実
- ・ 児童虐待防止・社会的養育の充実

### 『児童虐待防止・社会的養育の充実』における主な取り組み

- 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の促進
- 児童相談所の整備・機能強化と児童相談所や市町村などの相談体制の充実
- 医療、保健、教育、警察など関係機関や地域住民などとの幅広い協力体制の強化
- 児童虐待対応とドメスティック・バイオレンス（DV）対応との連携強化
- 虐待を受けた児童やその親に対する心のケアなどの支援
- 教職員、保育士など児童虐待に適切に対応できる人材の確保・育成
- オレンジリボンキャンペーンなどによる体罰禁止や虐待防止の啓発
- 里親制度の普及啓発や里親等委託の推進
- 児童福祉施設などの人材確保・育成
- 施設入退所児童の自立支援
- 子供の権利擁護・相談体制の整備と子供の人権に関する普及啓発

## 児童虐待防止が施策に位置付けられている理由

### 【児童虐待の防止等に関する法律（平成12年）】

- ・ 児童の人権を著しく侵害する
- ・ 児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、  
将来の世代の育成にも懸念を及ぼす
- ・ 誰も児童を虐待してはならない

## 児童虐待の4類型

### 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

### 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること  
又は児童をしてわいせつな行為をさせること

### ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による同法上の児童虐待行為と、同様な行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること

### 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

# 埼玉県における児童虐待の現状

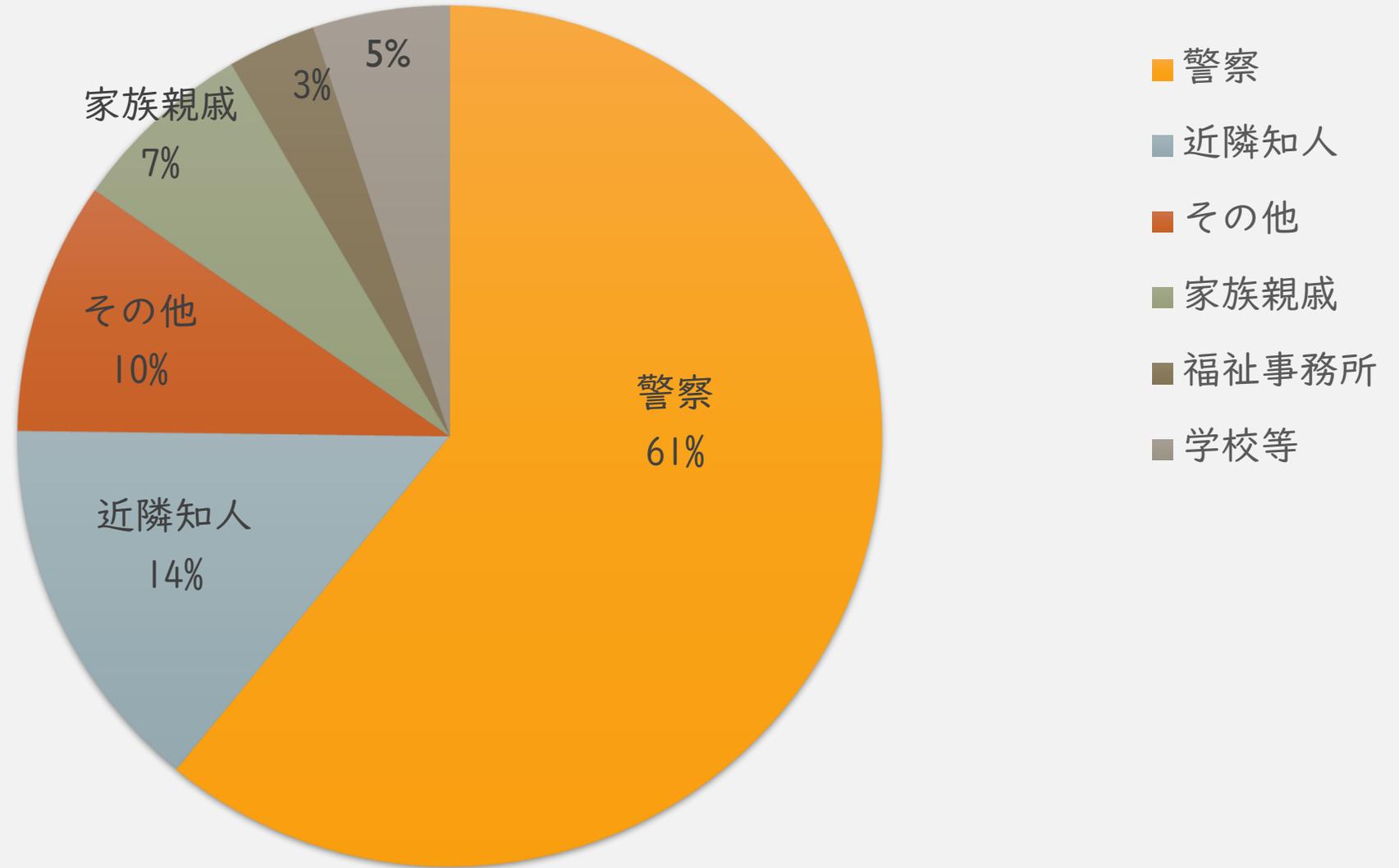
県内の児童虐待相談対応件数（令和3年度）

17,606 件

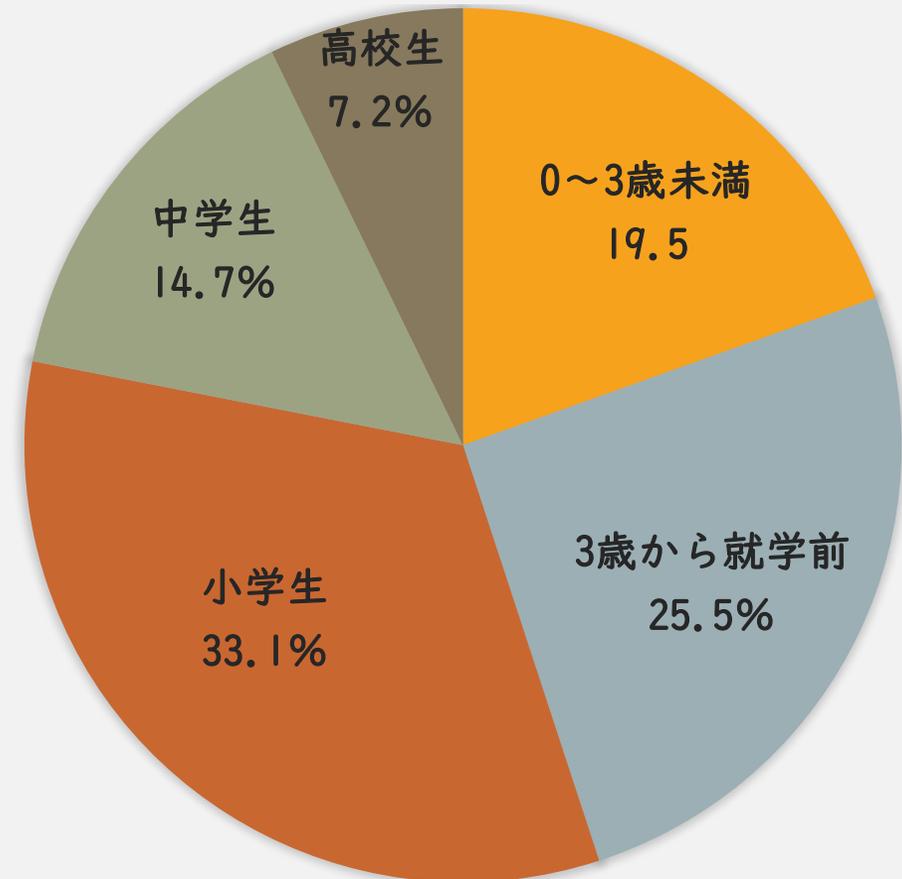
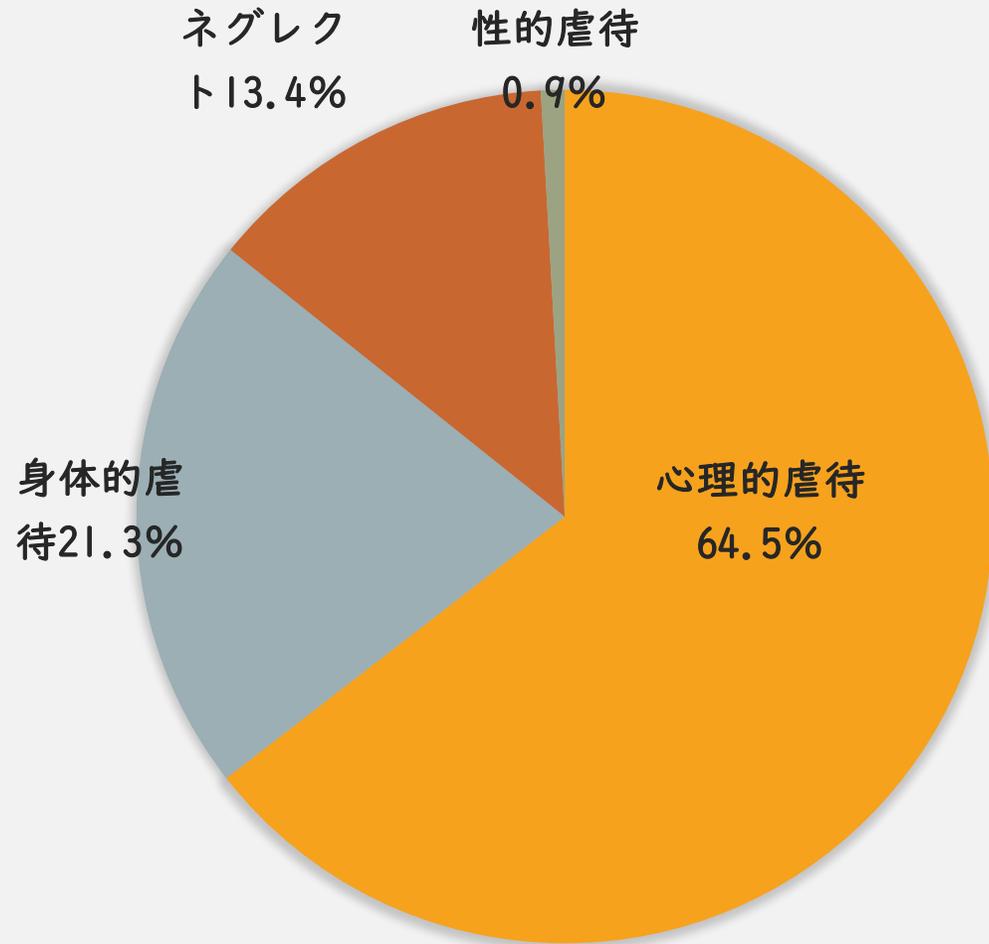
# 児童虐待相談対応件数の推移（全国・埼玉県）



# 児童虐待の通告経路（令和3年度/児童相談所が対応した事例）



児童虐待の種別・被虐待児童の年齢（令和3年度/児童相談所が対応した事例）



# 児童相談所の業務について

## 児童相談所の設置目的

児童相談所は、

- ・市町村と適切な役割分担、連携を図りつつ、子どもに関する相談に応じ、
- ・子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、
- ・個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、  
もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを  
主たる目的として都道府県、指定都市、児童相談所設置市に設置される行政機関である。

## 児童相談所の主な機能

### ① 市町村支援機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能  
(参照条文 児童福祉法第12条第2項)

### ② 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能  
(参照条文 児童福祉法第12条第2項)

## 児童相談所の主な機能

### ③ 一時保護機能

児童の安全を確保するため、子どもを家庭から離して一時保護する機能（参照条文）児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条

- |          |  |
|----------|--|
| ア 強行性    | ・ 子どもの安全確保のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意なく、児相長の職権により実施（原則は同意が必要）                 |
| イ 目的     | ・ 緊急保護（子どもの安全確保）<br>・ アセスメント保護（子どもの心身の状況等の把握）<br>・ 短期入所指導（短期間の心理療法、カウンセリング等） |
| ウ 方法（場所） | ・ 児童相談所附設の一時保護所を利用した一時保護<br>・ 一時保護委託……医療機関、児童福祉施設等                           |
| エ 期間     | ・ 原則2か月以内 延長が可能  |

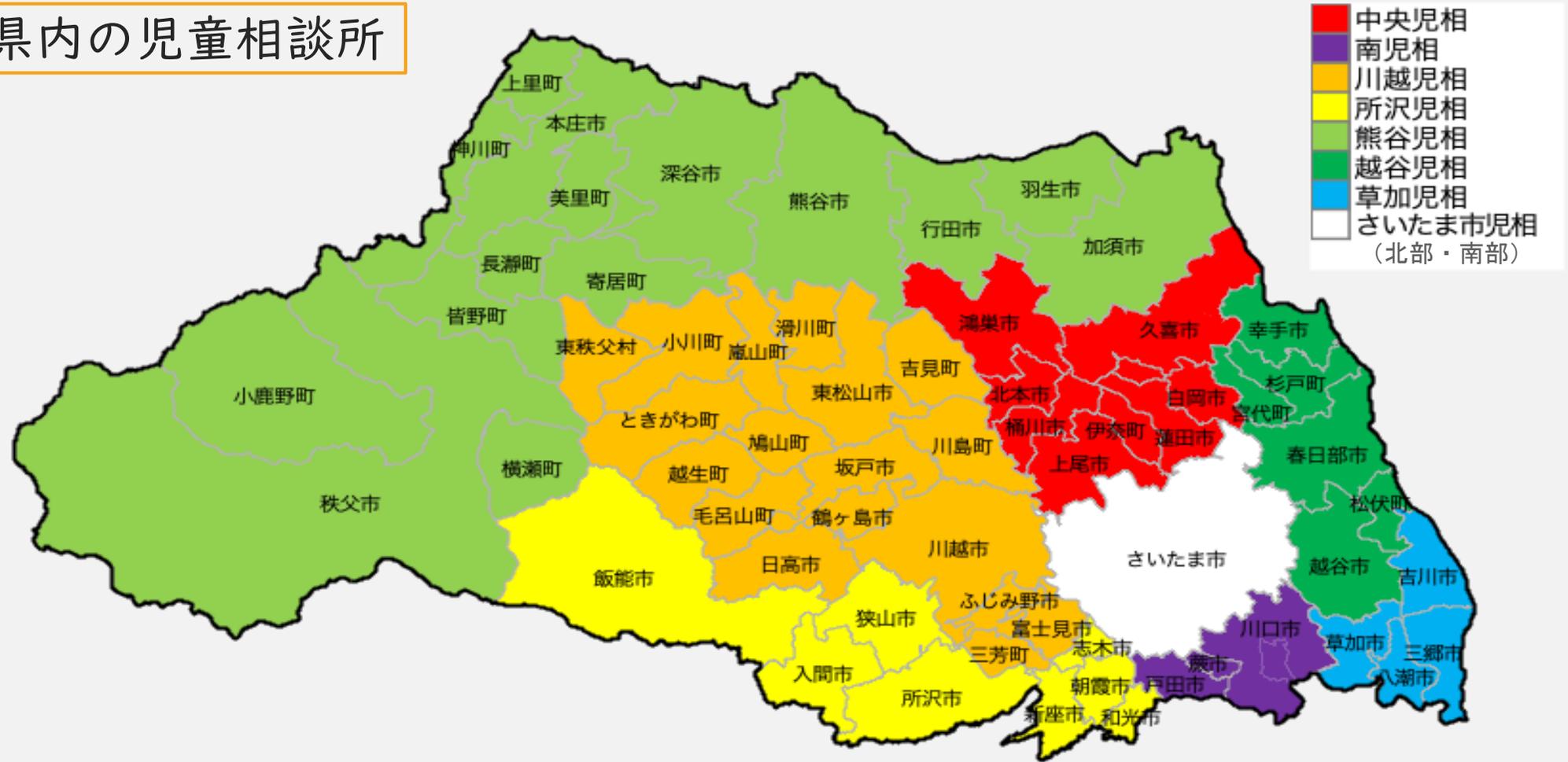
### ④ 措置機能

在宅指導、児童福祉施設等入所、里親委託等の機能  
（参照条文）児童福祉法第26条、第27条（第32条による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の権限の委任）

## 児童相談所における相談の種類

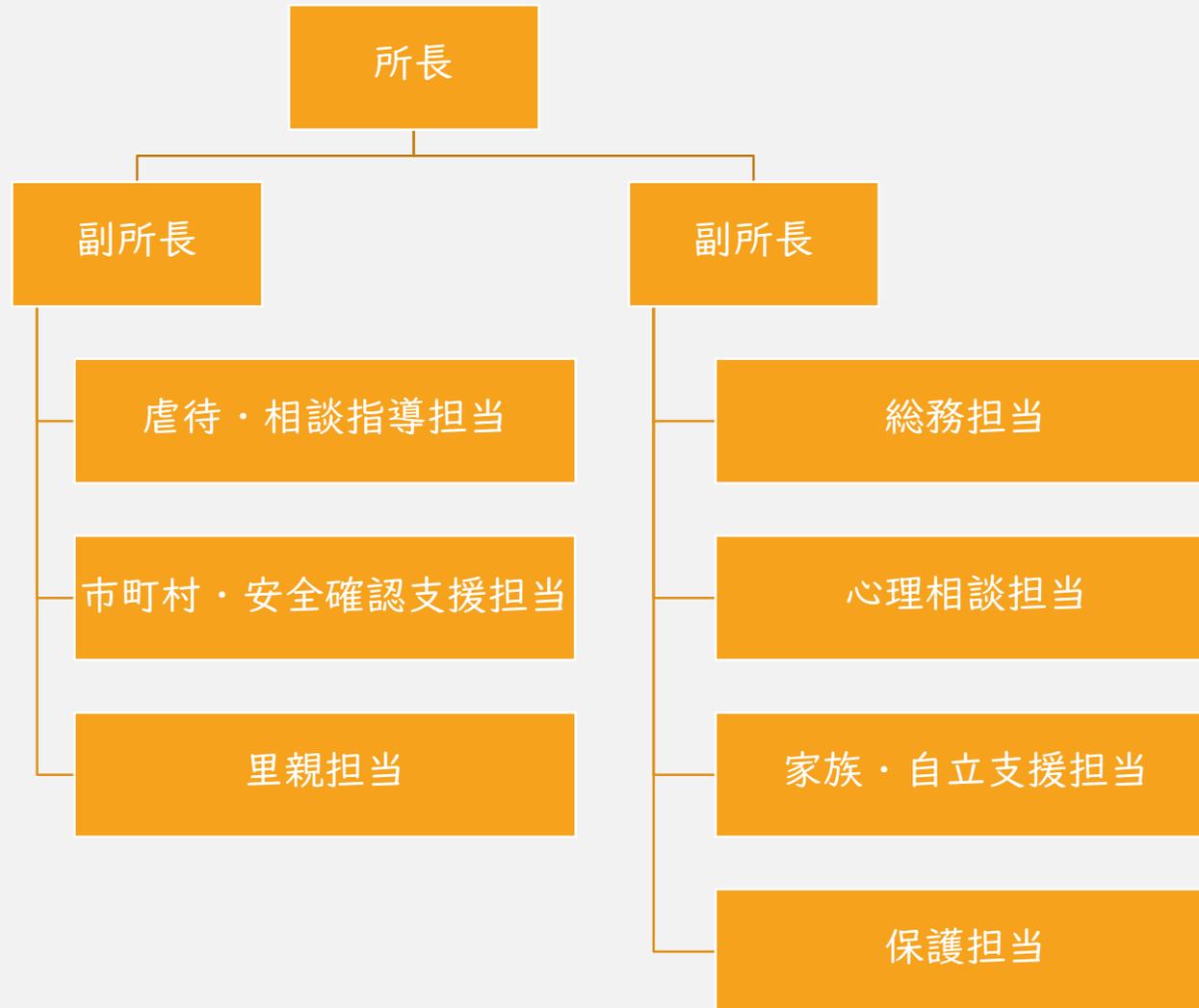
- 養護相談 保護者がいない、棄児、離婚、保護者の病気、虐待等保護者の養育困難及び養護に欠ける児童に関する相談等
- 保健相談 児童の疾患への初期対応の仕方、乳児や幼児期初期の発達、思春期の性に関する相談等
- 障害相談 肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、自閉症等に関する相談等
- 非行相談
  - ・ ぐ犯行為等相談・法に触れる行為ではないが、家出、乱暴、性的逸脱等放置すれば罪を犯す恐れのある児童に関する相談等
  - ・ 触法行為等相談・窃盗、恐喝などの触法行為に関する警察からの通告・送致のあった児童に関する相談等
- 育成相談・性格行動、しつけ、適性、不登校等に関する相談等
- その他の相談・上記相談のいずれにも該当しない相談等（里親等）

## 埼玉県内の児童相談所



- ・埼玉県管轄の児童相談所は7所（※さいたま市北部・南部児童相談所はさいたま市管轄）
- ・県管轄7所のうち一時保護所を併設しているのは4所（中央、南、所沢、越谷）。現在、建て替え工事中の熊谷児童相談所に一時保護所を新設。
- ・朝霞市内に新たに児童相談所を建設予定。

# 埼玉県児童相談所の職員配置例



## 埼玉県児童相談所の職員

- ・ 虐待・相談指導担当／市町村・安全確認担当（児童福祉司）

各市町村を担当し、在宅ケースに関する相談に対応。

虐待対応のみならず、様々な相談に対応。

- ・ 家族・自立支援担当（児童福祉司、児童心理司）

施設入所中の児童や里親委託中の児童を担当。

- ・ 里親担当（一般事務、児童福祉司）

里親、里子のマッチング、里親希望者の対応、委託後のフォロー

## 埼玉県児童相談所の職員

- ・ 心理相談担当（児童心理司）

発達の検査や心理判定（療育手帳）、心理療法など

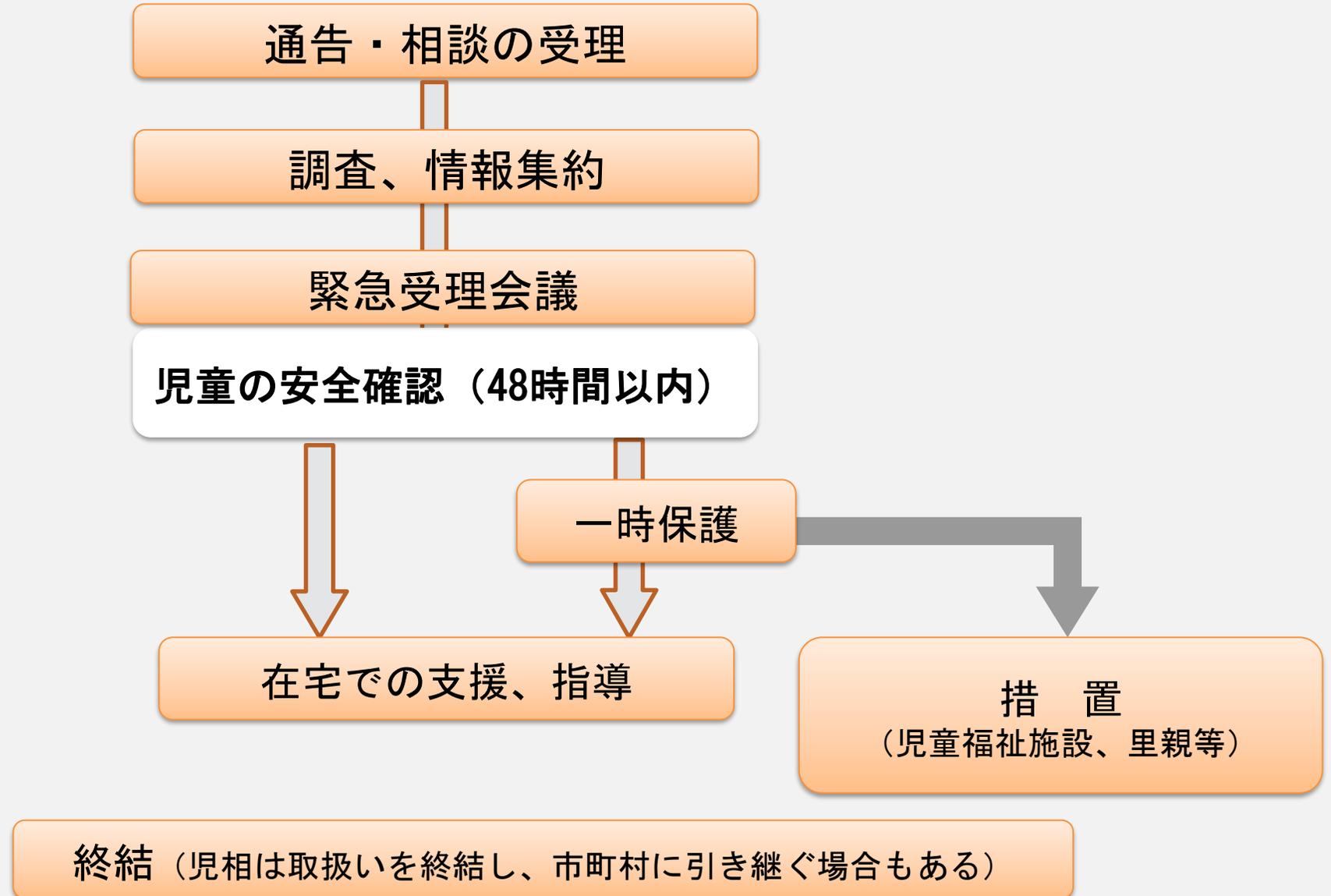
- ・ 総務担当（一般事務）

庁舎管理、備品管理、財務、人事など

- ・ 保護担当（児童指導員、保育士、看護師、学習指導員など）

一時保護児童の生活支援、指導、観察など

## 児童相談所における虐待通告後の対応



## 措置（児童養護施設入所後の流れ）

- ・ 家庭引き取りを目指す

家族再統合に向けた支援（住環境の調査、生い立ちの整理）

施設内交流、外出、外泊

引き取り後のフォロー

- ・ 施設からの自立を目指す

就職支度費、運転免許取得支援、進学支援

児童養護施設退所者等アフターケア、希望の家、社会的養護事業

## 児童福祉司の一日の流れの例

9 : 3 0

出勤

1 0 : 0 0

家庭訪問（在宅ケースの支援、指導）

外で昼食

関係機関訪問（個別ケース検討会議）

一時保護所訪問（一時保護児童との面接）

1 8 : 0 0 ~

帰所

経過記録の入力、電話対応

1 9 : 0 0

退勤

## 児童相談所の勤務体制（ケースワーカーの場合）

- ・ 土日祝日休み（ただし児童の安全確認当番や休日出勤当番が年間数回あり）
- ・ 8：30～17：15勤務 or 9：30～18：15勤務
- ・ 育児中で時短勤務の職員が多い。
- ・ 予定を自分で組めるので、計画的に休みは取りやすい。
- ・ 一日中外に出ていることが多い。車を運転している時間が長い。
- ・ 突発的な残業が入ることがある。

## 児童相談所の勤務体制（一時保護所の場合）

- ・一時保護所は24時間365日子どもが寝泊まりしている場所  
→職員はシフト体制で、土日祝日関係なく必ず職員が出勤。
- ・日勤（8：30～17：15）、夜勤（15：00～翌8：30）  
遅番（12：45～21：30）※遅番は各保護所による
- ・シフト勤務のため、休みなどは調整が必要。
- ・ケースワーカーは保護者や各機関とやりとりしていることが多い。  
一時保護所職員はほとんどが子どもとのやりとり。

# 一時保護所の一日の流れ

日勤 夜勤

6 : 4 5 ~ 起床、洗面、検温

7 : 3 5 ~ 朝食

漢字練習、ホームルーム、清掃

8 : 3 0 ~

1 時間目

2 時間目

1 1 : 4 5 ~

昼食

1 2 : 2 0 ~

昼休み

1 3 : 0 0 ~

午後日課（運動や作業）

1 4 : 0 0 ~

入浴、おやつ

1 7 : 4 5 ~

夕食

1 8 : 2 0 ~

自由時間、日記

2 1 : 0 0 ~

就寝準備、就寝

## こども安全課の業務担当

### 養護担当

- ・ 民間児童福祉施設の運営指導、施設整備、措置費、補助金に関する事 など

### 児童権利擁護担当

- ・ 子どもの権利擁護に関する相談 など

### 児童虐待対策担当

- ・ 児童虐待防止対策に関する事、児童相談所との連絡調整に関する事 など

### 児童相談所整備担当

- ・ 児童相談所整備に関する事

### 総務・里親推進担当

- ・ 里親制度に関する事、児童福祉審議会児童養護部会に関する事

## 私のこども安全課での主な業務

- ・市町村児童相談体制強化事業

- (i) 市町村職員向けの法定研修や育児相談のスキルアップに向けた研修などを企画・運営。

- (ii) 児童相談所OB職員の市町村派遣

- ・児童の安全確認強化事業

- 児童相談所に通告があった事案のうち、軽微と判断される事案について、その安全確認を民間業者に委託。

# SNS相談



## 親子のモヤモヤ

聞かせてください。

### LINE 親と子どもの悩みごと相談@埼玉

埼玉県内に住んでいるお子様、保護者の皆様、お気軽にご相談ください。  
受付時間は午前9時～午後9時です。  
(土・日・祝日は午前9時～午後5時 年末年始(12/29～1/3)を除く)



電話で相談したい方はこちら

子どもスマイルネット 午前10時30分～午後6時  
(祝日・年末年始を除く)  
**048-822-7007**

埼玉県虐待通報ダイヤル  
#7171  
児童相談所虐待対応ダイヤル  
189

24時間  
365日  
受付

お問合せ先



埼玉県福祉部子ども安全課  
TEL:048-830-3335 FAX:048-830-4787



さいたま市南部児童相談所  
TEL:048-711-2489 FAX:048-711-8904

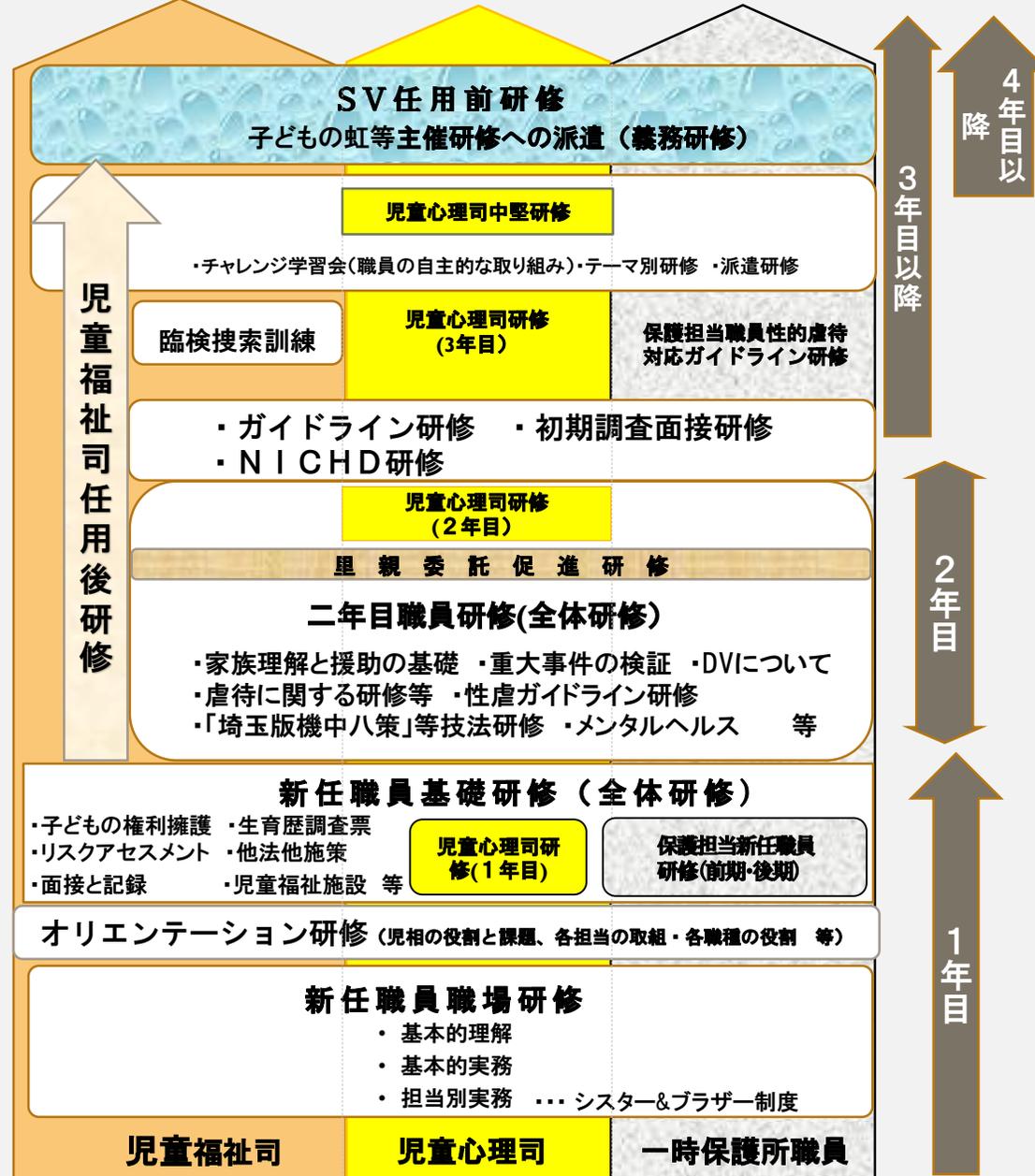


守ろう、  
子供達の笑顔。

創ろう、  
埼玉県の未来。

[埼玉県児童相談所職員採用情報](#) [で検索](#)

# 令和4年度児童相談所職員研修体系



## 児童相談所の業務を自分なりに考える

- ・ どうすれば子どもが不利益を被らないかをみんなで考える、その音頭取りをする仕事

→自分一人でどうにかできるものではないし、その子どもだけをずっと見ることはできない。

- ・ 他人の人生に足を踏み入れる、他人を通して自分を振り返る仕事

### 【必要なスキル】

- ・ 段取り力（子ども、保護者、親族、市町村、警察、弁護士、医師など様々な人とやりとり）
- ・ コミュニケーション力（ 〃 ）
- ・ 文章力（情報公開の対象、法的対応時の証拠資料）

ご清聴ありがとうございました

